



# 長野県報

1月19日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2842号

## 目次

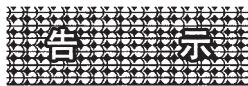
### 告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....	1
解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....	2
公共測量の実施(建設政策課) .....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	3

### 公告

総合評価一般競争入札(財産活用課) .....	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) .....	5
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課) .....	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) .....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) .....	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) .....	7
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(水道事業課) .....	7

正誤(人事委員会事務局) .....	7
--------------------	---



## 告示

### 長野県告示第17号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下高井郡木島平村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第20号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所  
飯田市上飯田8125の10(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第21号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所  
上高井郡高山村大字牧字奥日影2974の86

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
指定理由の消滅

長野県告示第22号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所  
上高井郡高山村大字牧字奥日影2974の11、2974の15(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第23号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類  
公共測量(基準点測量)

2 作業期間  
平成29年1月4日から平成29年3月24日まで

3 作業地域  
長野市、松本市、上田市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、安曇野市、埴科郡坂城町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村

建設政策課

長野県告示第24号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成29年1月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
有限会社ユーキャン	諏訪郡下諏訪町10616-137	諏訪郡下諏訪町10616-137 セブンイレブン下諏訪湖岸通り店

会計課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年2月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月19日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤石岳公園線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大河原2683番の2地先から 下伊那郡大鹿村大河原3033番の2地先まで	旧	8.2~11.5 m	0.1050 km
同上	新	8.2~24.0	0.1050

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年2月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月19日

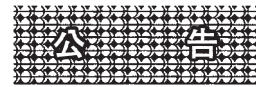
長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 路線名 赤石岳公園線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大河原2683番の2地先から

下伊那郡大鹿村大河原3033番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年1月19日

道路管理課



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成29年1月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
長野県庁舎等清掃作業委託
  - (2) 役務の特質  
長野県庁舎（本館、議会議棟、西庁舎、東庁舎及び妻科庁舎をいう。以下同じ。）及びその構内の清掃作業
  - (3) 履行期間  
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 履行場所  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県庁舎及びその構内
  - (5) 入札方法
    - ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。
    - イ 入札者は、入札説明書に定める申請書及び入札書を提出してください。
    - ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格等  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。